

市長の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田 中 甲

#### 市川市条例第 20 号

##### 市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に在職する市長に限り、同日を含む任期に係る退職手当は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）第 3 条第 4 項及び第 5 項並びに市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 36 年条例第 20 号）の規定にかかわらず、支給しない。

##### 附 則

###### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

###### （この条例の失効）

2 この条例は、令和 12 年 4 月 21 日限り、その効力を失う。

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 21 号

### 市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者で

あって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「3分の1」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかを別

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規

定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第2号及び第5項並びに第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4、附則第9条の2及び附則第17条の2第2項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の市川市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を合

む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和10年1月1日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。  
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 22 号

### 市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「第 13 項、第 15 項から第 17 項まで、第 19 項、第 24 項、第 31 項、第 32 項、第 33 項若しくは第 44 項」を「第 12 項、第 14 項から第 16 項まで、第 18 項、第 23 項、第 30 項から第 32 項まで若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 4 項及び第 6 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 4 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」に、「附則第 6 項から第 8 項まで」を「附則第 7 項から第 9 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項の前の見出しを削り、同項を附則第 13 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項の前の見出しを削り、同項を附則第 10 項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 4 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 2 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

附則第 2 項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合)

- 2 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の市川市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 23 号

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「その年の 9 月 1 日」を「88 歳、100 歳又は 101 歳以上の年齢に達する日の属する月（次条第 2 項において「誕生日」という。）の初日」に改める。

第 3 条中「し、敬老祝金の支給月は、その年の 9 月と」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 敬老祝金は、前条の要件を満たす者の誕生日に支給するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る敬老祝金の支給については、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 令和 8 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に改正前の第 2 条の要件を満たす者

(2) 適用日から令和 8 年 8 月 31 日までの間に 88 歳、100 歳又は 101 歳以上の年齢に達する者であって、これらの年齢に達する日の属する月の初日において改正後の第 2 条第 2 号に掲げる要件を満たさないこととなる

もので、同年9月1日において改正前の第2条第2号に掲げる要件を満たすもの

- 3 改正後の第2条の要件を満たす者のうち、適用日からこの条例の施行の前日までの間に本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録から除かれた者については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、敬老祝金は、支給しない。

市川市地域生活支援事業等実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田 中 甲

### 市川市規則第 35 号

市川市地域生活支援事業等実施規則の一部を改正する規則

市川市地域生活支援事業等実施規則（平成 21 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 人工内耳体外装置の項の次に次のように加える。

人工内耳用電池	空気亜鉛電池	聴覚障害のある者で、現に人工内耳を装用しているもの	聴覚障害者が容易に使用し得るもの	2,500円	—
	充電電池			17,600円	1年
人工内耳用充電器		聴覚障害のある者で、現に人工内耳を装用しているもの（人工内耳用電池のうち充電電池を使用している者に限る。）	聴覚障害者が容易に使用し得るもの	28,600円	3年

別表第 4 備考に次のように加える。

- 人工内耳用電池の空気亜鉛電池及び充電電池は、同一の品目としてこの規則の規定を適用する。この場合において、支給決定日常生活用具として空気亜鉛電池を購入した月と同一の月に購入する充電電池にあっては、支給決定をしないものとする。
- 人工内耳用電池に係る支給決定障害者等（支給決定障害者等が障害児の保護者である場合にあっては、その障害児）が人工内耳を両耳に装用

する場合であって、左右の人工内耳に係る人工内耳用電池を購入するとき（同一の種別の人工内耳用電池を購入するときに限る。）における人工内耳用電池の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、令和8年7月1日以後に行う地域生活支援事業費の支給の申請に係る日常生活用具について適用し、同日前に行った地域生活支援事業費の支給の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。